

各条項の要点

第1条関係

この要綱の趣旨を定めるものである。

列記されている条文は、運営指導及び監査の根拠規定であり、その詳細は以下のとおりである。

条文	内容	出典
第23条	文書の提出等（運営指導）	介護保険施設等指導指針
第42条第4項	特例居宅介護サービス費（監査）	市独自
第42条の3第3項	特例地域密着型介護サービス費（監査）	
第45条第8項	居宅介護住宅改修費（監査）	
第47条第4項	特例居宅介護サービス計画費（監査）	
第49条第3項	特例施設介護サービス費（監査）	
第54条第4項	特例介護予防サービス費（監査）	
第54条の3第3項	特例地域密着型介護予防サービス費（監査）	
第57条第8項	介護予防住宅改修費（監査）	
第59条第4項	特例介護予防サービス計画費（監査）	
第76条第1項	居宅介護サービス費（監査）	
第76条の2第5項	指定居宅サービス事業者（勧告命令等）	
第77条第2項	指定居宅サービス事業者（指定取消等）	
第78条の7第1項	地域密着型介護サービス費（監査）	
第78条の9	指定地域密着型サービス事業者（勧告命令等）	
第78条の10	指定地域密着型サービス事業者（指定取消等）	
第83条第1項	指定居宅介護支援事業者等（監査）	
第83条の2	指定居宅介護支援事業者（勧告命令等）	
第84条	指定居宅介護支援事業者（指定取消等）	
第90条第1項	指定介護老人福祉施設等（監査）	
第91条の2第5項	指定介護老人福祉施設（勧告命令等）	
第92条第2項	指定介護老人福祉施設（指定取消等）	
第100条第1項	介護老人保健施設等（監査）	

第103条第5項	介護老人保健施設（勧告命令等）	
第104条第2項	介護老人保健施設（許可取消等）	
第114条の2第1項	介護医療院等（監査）	
第114条の5第5項	介護医療院（勧告命令等）	
第114条の6第2項	介護医療院（許可取消等）	
第115条の7第1項	介護予防サービス費（監査）	
第115条の8第5項	指定介護予防サービス事業者（勧告命令等）	
第115条の9第2項	指定介護予防サービス事業者（指定取消等）	
第115条の17第1項	地域密着型介護予防サービス費（監査）	
第115条の18	指定地域密着型介護予防サービス事業者（勧告命令等）	
第115条の19	指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定取消等）	
第115条の27第1項	指定介護予防支援事業者等（監査）	
第115条の28	指定介護予防支援事業者（勧告命令等）	
第115条の29	指定介護予防支援事業者（指定取消等）	
第115条の45の7第1項	第一号事業支給費（監査）	指定事業者等
第115条の45の8	指定事業者（勧告命令等）	監査指針
第115条の45の9	指定事業者（指定取消等）	指針
改正前法 ¹ 第112条	指定介護療養型医療施設等（監査）	介護保険施設等監査
改正前法 ¹ 第113条の2	指定介護療養型医療施設（勧告命令等）	指針
改正前法 ¹ 第114条	指定介護療養型医療施設（指定取消等）	
総合事業実施要綱 ² 第10条	指定第一号事業者（指導）	市独自

国指針「居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく」は、法第23条に書かれているため省略している。

¹ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法

² 流山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年3月31日制定）

第2条関係

本条は実施要綱における用語の定義を定めるものである。

その特記事項は以下のとおりである。

	趣旨	出典
第1号	<p>法第23条に規定する照会等対象者という用語は出典において定められている「介護保険施設等」と同義であり、第一号事業も指導対象に含めることとしたものである。</p> <p>■ 介護保険施設等指導指針第1における定義</p> <ul style="list-style-type: none">（法第23条）市町村においては、各サービスを担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス担当者等」という。）（法第24条）厚生労働大臣又は都道府県知事においては、各サービス等を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）居宅サービス担当者等及び居宅サービス実施者等（以下、「介護保険施設等」という。）の支援を基本としている。 <p>■ 介護保険施設等監査指針第1における定義</p> <p>第76条以降の、各指定サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は当該指定サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（指定サービス事業者等）</p>	介護保険施設等指導指針第1
第2号	<p>【ア～ク】</p> <p>法第42条～第59条に規定するものをこの要綱の対象にするため規定したものである。（特例～サービス費の支給に関する条文）</p> <p>【ケ】</p> <p>含まれる内容が長大なため、以下にまとめ</p>	市独自 介護保険施設等監査指針第

	たものを記す。	1 指定事業者等 監査指針第1
	居宅サービス事業者・事業所従業者	
	地域密着型サービス事業者・事業所従業者	
	居宅介護支援事業者・事業所従業者	
	介護老人福祉施設の開設者・その長・他の従業者	
	介護老人保健施設の開設者・管理者・医師・他の従業者	
	介護医療院の開設者・管理者・医師・他の従業者	
	介護療養型医療施設の開設者・管理者・医師・他の従業者	
	介護予防サービス事業者・事業所従業者	
	地域密着型介護予防サービス事業者・事業所従業者	
	介護予防支援事業者・事業所従業者	
【コ】 指定事業者・指定事業者であった者		

第3条関係

本条は、指導及び監査の方針を定めるものである。

第4条関係

本条は、介護保険施設等指導指針第3をもとに、指導の形態について定めるものである。

なお、介護保険施設等指導指針第3において、オンラインを活用した集団指導の実施が可能であること、効率的な実施の観点から必要に応じて内容を分割して運営指導を実施することが記載されている。本市においては、感染症の蔓延状況や指導対象となる内容などに応じて実施方法を判断するため、個別の状況を定めることが困難であることから、記載しない。

第5条関係

本条は、介護保険施設等指導指針第4をもとに、指導対象の選定基準を定めるものである。

【第1項第2号】

運営指導は、本市が指定するサービス事業所数及び指導に係る人員体制を考慮し、本市に所在する本市指定のサービス事業者を選定するものである。

アによる運営指導は、新たに指定した後、早期に実施することで、著しい運営基準違反や不正請求を避けるために行うものである。

イによる運営指導は、運営基準のうち書面により確認できる基準を確認することにより、指定更新の一部を担うものである。なお、介護保険施設等指導指針第3において、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいとされていることから、指定の有効期間の半分が経過した場合にも選定できることとした。

【第2項】

「都道府県又はその他の市区町村が運営指導を行った指導対象事業者」とは、本市が指定する市外地域密着型サービスや市内外の第1号事業を想定しており、当該サービスに対し本市が運営指導を行うことは、業務量の増大や他の指定権者による運営指導と重複することに重点的かつ効率的に指導を行う観点から省略するものである。

【第3項】

介護保険施設等指導指針第3に、都道府県知事及び市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）が合同で行う「合同指導」が定められていることから、その選定基準についても同指針に合わせ定めることとした。

第6条関係

本条は指導の重点項目について定めるものである。

特記事項は、以下のとおりである。

【第1号 集団指導】

ア～オ 令和4年3月31日付老発0331第6号「介護保険施設等の指導監督について（通知）」により改正される前の介護保険施設等指導指針第5の2（2）において別に定める介護保険施設等運営指導マニュアル（平成22年3月改訂版）第1の2①をもとに規定したものである。

カ 市独自の項目

【第2号 運営指導】

ア～エ 令和4年3月31日付老発0331第6号「介護保険施設等の指導監督について（通知）」により改正される前の介護保険施設

設等指導指針第5の2(2)において別に定める介護保険施設等運営指導マニュアル(平成22年3月改訂版)第1の2②をもとに規定したものである。

オ 市独自の項目

第7条関係

本条は、介護保険施設等指導指針第5及び令和4年3月31日付老発0331第6号「介護保険施設等の指導監督について(通知)」により改正される前の介護保険施設等運営指導マニュアル第2の(2)をもとに、指導の実施方法について定めるものである。

通知の時期及び報告書の提出期日は、実務上、妥当と思われる時期を定めたものである。

第2号ウ 介護保険法第23条の規定に基づき運営指導を行った結果、作為又は不作為を求める指導等は、流山市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導に該当するため、同条例第4章の規定が適用されることを確認的に規定するものである。

なお、介護保険施設等指導指針第5の運営指導の方法において、オンライン等を活用した場合の介護保険施設等の負担への配慮について記載されているが、配慮についてはこの項目に限らないため、記載しない。

第8条関係(削除)

第9条関係

本条は、介護保険施設等指導指針第6をもとに、運営指導から監査への変更に係る基準を定めるものである。

第10条関係

本条は、監査の選定基準を定めるものである。

第11条関係

本条は、監査の実施方法その他これに関係する事項について定めるものである。

当該指針に基づき「経済上の措置」を実施する際には、法第22条第3項に規定する返還金・加算金が法第144条に規定する徴収金に該当することから、公法上の債権として地自法第231条の3に規定する滞納処分の例によることが可能とされていることに留意。

第12条関係

本条は、介護保険施設等監査指針第5及び指定事業者等監査指針第5をもとに、監査及び行政措置の実施状況報告について定めるものである。

第13条関係

本条は、第1号事業の監査において使用する介護保険検査証の様式を定めるものである。

第14条関係

実施要綱に定めるものについて、必要な事項があれば、その細則を本条に基づき市長が別に定めることができるものである。

附則関係

実施要綱は制定の日から施行するものである。

別表関係

“「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ & A”をもとに指導及び助言に係る評価区分の取扱いを定めるものである。